

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症陽性者の療養解除について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の発生届出に関し、本日から 65 歳以上の者及び 65 歳未満の重症化リスクのある者以外の者 (入院が必要な者を除く。) (以下「65 歳未満者等」という。) に係る発生届出の簡略化を行いました。このことにより、既に積極的疫学調査の重点化を実施していることもあり、県 (保健所) には 65 歳未満者等に係る発症日又は検体採取日の情報がなくなることから、自宅療養者 (保健所が健康観察を行っている者を除く。) の療養解除の判断は、陽性者自身で行っていただくこととなりました (県 (保健所) から療養解除予定日の連絡は行いません。)。

つきましては、貴団体員等に対し、下記について周知していただきますようお願いいたします。

記

1 自宅療養者 (保健所が健康観察を行っている者を除く。) の療養解除の判断について

- 療養解除について、県 (保健所) から連絡は行いません。以下の基準に基づき、療養解除日について陽性者自身で判断いただきます。

【症状がある場合】

発症日<sup>※1</sup>から、10 日以上かつ症状軽快<sup>※2</sup>後 72 時間経過後に療養解除

【症状がない場合】

検体採取日<sup>※3</sup>から 7 日経過後に療養解除

〔当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から 10 日間は感染力があるとされているため、発症日が起算日になります。〕

- ※1 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ※2 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ※3 陽性が確定した検体の採取日とする。

- 療養解除日について、県 (保健所) に対して確認や報告を行う必要はありません。

2 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

令和 4 年 8 月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請

について（協力依頼）」において、政府から、従業員又は生徒等（以下「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと等の要請がされています。

このことについて、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 0570-666-983 〕

事務連絡  
令和4年8月10日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に  
対する配慮に関する要請について（協力依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

こうした中で、令和4年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療、検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、同日、厚生労働大臣より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会に対し、医療機関・保健所からの検査証明書等の取得に対する配慮に関する要請を行ったところです。

また、「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）では、療養開始時や療養期間解除後又は濃厚接触者の待機期間の終了後に改めて検査結果の証明を求めることがないよう、政府から上記要請を行っていることを周知しておくことをお願いしています。

上記決定及び要請の趣旨について幅広く周知を行う観点から、貴自治体からも、地域の事業主団体又は企業に対し、下記の事項を要請していただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、下記の事項は、厚生労働大臣より行われた上記要請と同内容であること、別途、総務省から各都道府県の総務部局宛、経済産業省から商工労働部局宛にも同趣旨の協力依頼がなされるものであることを申し添えます。

記

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行

する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

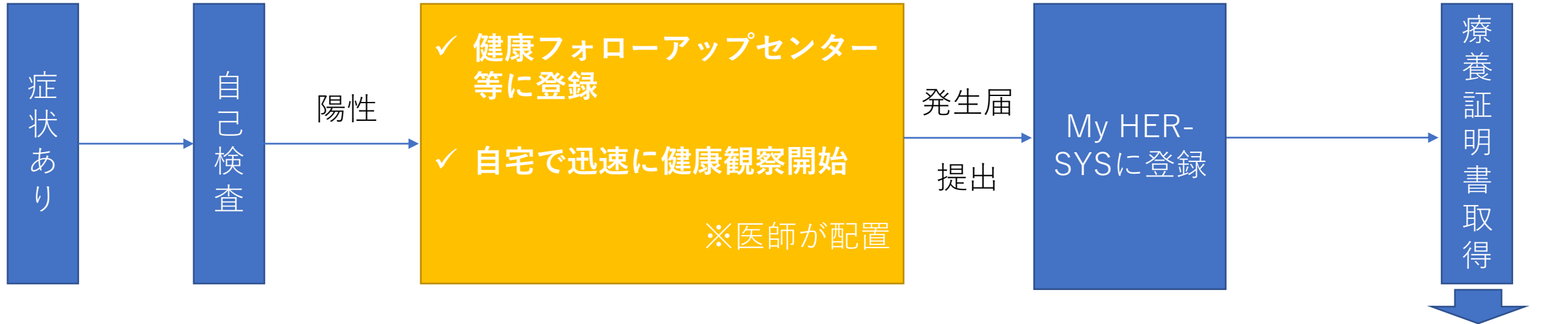
四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱としている。

# 有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

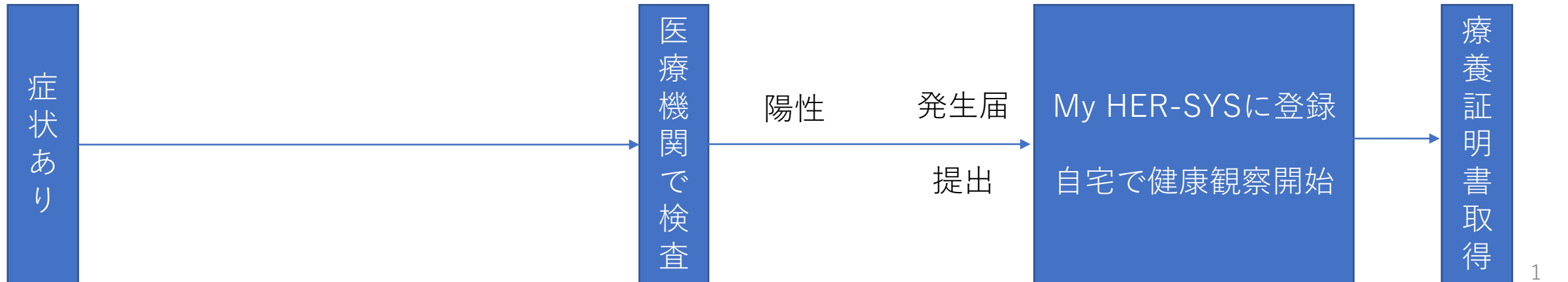
## 1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、山口、福岡、宮崎、沖縄で実施中。  
※8月10日時点で厚生労働省において把握できたもの。順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



取得方法は次頁参照

## 2. 医療機関を受診する場合



# My HER-SYSで療養証明書を表示する方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。



②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明書を表示する」をクリック。  
※日本語以外の言語には対応していません。



③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

## My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いいたします。



MY HER-SYS  
療養中の健康状態を記録します



(表示日時：2022/4/21 14:07)

氏名                         : XX XX

生年月日                 : yyyy年mm月dd日

HER-SYS ID             :

傷病名                   : 新型コロナウイルス

(COVID-19) 感染症

診断年月日             : yyyy年mm月dd日

担当保健所             : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します

My HER-SYS